

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

法隆寺大鏡

第三十一卷



始



法隆寺大鏡第卅二集挿圖解説

第二、第三、金堂 金銅阿彌陀如來挾侍

菩薩立像

正面、側面、背面、佛身長九寸三分、坐高四寸四分

北魏造像の様式を傳へたる吾が法隆寺の佛像は、唐式を寫したる東大寺等の佛像に比すれば頗る古調を帯びて、一見奇異の形相を呈するものあるを以て、普通の鑑賞家に在りては深くその美術的價值を精察するに及ばずして、漫然之を技術の幼稚に歸せんとするものあり。是れ實に思はざるの甚しきものと謂ふべし。美術の神髓は固より外形の精粗によりて辨ふべきものに非らず。緻密なる寫生往々にして物の精神を失ひ、簡單なる寫意却てその生命を躍如たらしむるあり。要は唯製作品に潛存する美と生命とを直覺して以て之を辨ふべきのみ。蓋し飛鳥時代の美術は氣魄を以て優り、手法の雄大と内容の健剛とは斷じて他時代の追遠を許さざるものありて、東洋藝術の大精彩と爲す。又本時代の彫刻に於ては銅像に優秀なるもの多く、金堂二具の本尊並に挾侍を初め、寶藏内の小銅像、夢違觀音像、獻納の四十八體佛等の如き其量に於ても將た其質に於ても後の時代には其類を絶する所の者となす。

本集收むる所のこの小銅像は金堂西の間阿彌陀如來像の挾侍として、しかも他の挾侍の觀世音菩薩なるが故を以て、假りに勢至菩薩とさへ稱せらるゝものなれども、實はその形相持物等によりてその聖觀音たるは明かにして、しかも又挾侍の姿勢にはあらざるなり。惟ふ

に何の時代にかこの阿彌陀の一挾侍の缺けたるを以て假りに此處に勢至菩薩として安置せられたるものならむ。而してこれが製作は紛ふ方なき飛鳥時代の様式を存すれども、面貌の温雅なる、姿態の優麗なる、刀法の精妙なる、以た線條の流麗なる實に一々驚くべき巧妙なる手法ありて、本寺に現在する同時代の佛像と別種の感あらしめ、しかも其美的精神に至りては更に簡單にして古調ある他の諸像と迥ふ所無きは此像の優逸なる所以なり。案ふに是れ飛鳥時代様式の最も練熟せる技術の標本にして、實に本寺小銅像中の白眉なりとす。若し夫れ強て之が製作の年代を問はば、是以金堂四天王の前後に在りと言はんと欲す。

第四、第五、網封藏 金銅觀世音菩薩立像

側面、背面、佛身長二尺二寸八分

本像は第二集に其正面を載せたれども、網封藏内に收められたる幾多貴重なる寶物中に在りて、特に異彩を放てる畫佛なるを以て、茲に又其側面二面を寫して本集に補收せり。

第六、第七、金堂 天蓋附屬木彫着色天人

正面、側面、佛身長五寸六分、坐高一尺二寸五分

第八、第十、金堂 天蓋附屬木彫着色鳳凰

及天人

正面、側面、背面、佛身長一尺九分

青の... 赤の... 黄の... 白の... 黒の... 緑の... 紫の... 藍の... 茶の... 灰の... 銀の... 金の...

の相違と時勢の推移と法の根柢とを知らざるに職由するのみ。今この憲法を熟讀するに、第二條「萬歳三寶」と宣せたまへる一條を除きては他の各條項一として儒教の旨趣に基づかざるものなし。蓋し儒教は佛教の渡來に先きだつこと二百六十八年已に我邦に傳はり、爾來朝野共に之を尊崇服膺するもの漸く多きを加へ、上は國家の政道より下は各商人の行動に至るまで一に之に準據するの傾向を馴致して以て太子の時代に及びしものなれば、此の十七個條に規定し給ひし所の如きは當時既に不文の憲法と成れりし先王前賢の明教遺訓に法り、以て萬世國民の軌度を定めたまひたるにて、獨り太子の創意に出でたりしには非らざるべし。若し夫れ第二條に三寶を崇敬すべきことを宣らせ給へるは吾人は太子が篤く佛道に歸依し給ひ、宗教を以て徳教の根基なりと確信し給へる卓見遠識に由れるものと思惟せんと欲するなり。

已上は皆金堂天蓋に附屬する裝飾なれば、天蓋の全圖の出づるを待ちて、一概して解説を試むべし。

第十一、御物 舍利殿給屏風 其十三

畫家の筆致と用意とを窺ふに便せんが爲めに部分圖を出して前集の挿圖を補ふ。

第十二、上宮太子十七條憲法版木

高八寸六分 廣二尺八寸七分

十七條憲法とは日本書紀推古天皇十二年の條に、「夏四月、丙寅朔、戊辰、皇太子親學憲法十七條」とありて、太子が國家治安の大法を宣らせ給ひしもの即ち是なり。而して古人この憲法二字の意義を解きて、憲法也言聖王法天以克教於下也といひ、又憲法、示人曰憲法といへり。現今の國體及び政體等の組織制度を規定する、謂ゆる憲法とは制作の體裁全く相異なるもの、如しと雖も、謹んで之を拜誦するに君臣の大義、百官の任掌、治詔の明正、賞罰の必當、稅租の公平等の大法を擧げ、更に最後の第十七條に於て、夫事不可獨斷、必與衆宣論と宣せられたるは吾が明治大帝が御即位の初め萬機公論に決すべしと詔らせ給ひて、終に現今の憲法を欽定し給ひし大御心と其揆を一にせるものにして、誠に徹底的、根本的憲法と謂つべし。之を諸外國憲法の、洵季の世徳に適應せしむべく第二義に墮したる制作に比するに固より同日の談にあらざるなり。然るに世人往々太子の十七條憲法を以て、名は憲法なりと雖も畢竟一の道德律に過ぎずと爲すものあり。是れ全く此の憲法を精讀せざるの罪たると共に國體

の相違と時勢の推移と法の根柢とを知らざるに職由するのみ。今この憲法を熟讀するに、第二條「萬歳三寶」と宣せたまへる一條を除きては他の各條項一として儒教の旨趣に基づかざるものなし。蓋し儒教は佛教の渡來に先きだつこと二百六十八年已に我邦に傳はり、爾來朝野共に之を尊崇服膺するもの漸く多きを加へ、上は國家の政道より下は各商人の行動に至るまで一に之に準據するの傾向を馴致して以て太子の時代に及びしものなれば、此の十七個條に規定し給ひし所の如きは當時既に不文の憲法と成れりし先王前賢の明教遺訓に法り、以て萬世國民の軌度を定めたまひたるにて、獨り太子の創意に出でたりしには非らざるべし。若し夫れ第二條に三寶を崇敬すべきことを宣らせ給へるは吾人は太子が篤く佛道に歸依し給ひ、宗教を以て徳教の根基なりと確信し給へる卓見遠識に由れるものと思惟せんと欲するなり。

十七條憲法

上宮太子作

一日以和爲貴無竹爲宗人皆有意亦少違者是以前不願君父不違子前聖然上和下睦語於論事則事自通何事不成

第一、世宗皇帝... 第二、世宗皇帝... 第三、世宗皇帝... 第四、世宗皇帝... 第五、世宗皇帝... 第六、世宗皇帝... 第七、世宗皇帝... 第八、世宗皇帝... 第九、世宗皇帝... 第十、世宗皇帝... 第十一、世宗皇帝... 第十二、世宗皇帝... 第十三、世宗皇帝... 第十四、世宗皇帝... 第十五、世宗皇帝... 第十六、世宗皇帝... 第十七、世宗皇帝... 第十八、世宗皇帝... 第十九、世宗皇帝... 第二十、世宗皇帝... 第二十一、世宗皇帝... 第二十二、世宗皇帝... 第二十三、世宗皇帝... 第二十四、世宗皇帝... 第二十五、世宗皇帝... 第二十六、世宗皇帝... 第二十七、世宗皇帝... 第二十八、世宗皇帝... 第二十九、世宗皇帝... 第三十、世宗皇帝... 第三十一、世宗皇帝... 第三十二、世宗皇帝... 第三十三、世宗皇帝... 第三十四、世宗皇帝... 第三十五、世宗皇帝... 第三十六、世宗皇帝... 第三十七、世宗皇帝... 第三十八、世宗皇帝... 第三十九、世宗皇帝... 第四十、世宗皇帝... 第四十一、世宗皇帝... 第四十二、世宗皇帝... 第四十三、世宗皇帝... 第四十四、世宗皇帝... 第四十五、世宗皇帝... 第四十六、世宗皇帝... 第四十七、世宗皇帝... 第四十八、世宗皇帝... 第四十九、世宗皇帝... 第五十、世宗皇帝... 第五十一、世宗皇帝... 第五十二、世宗皇帝... 第五十三、世宗皇帝... 第五十四、世宗皇帝... 第五十五、世宗皇帝... 第五十六、世宗皇帝... 第五十七、世宗皇帝... 第五十八、世宗皇帝... 第五十九、世宗皇帝... 第六十、世宗皇帝... 第六十一、世宗皇帝... 第六十二、世宗皇帝... 第六十三、世宗皇帝... 第六十四、世宗皇帝... 第六十五、世宗皇帝... 第六十六、世宗皇帝... 第六十七、世宗皇帝... 第六十八、世宗皇帝... 第六十九、世宗皇帝... 第七十、世宗皇帝... 第七十一、世宗皇帝... 第七十二、世宗皇帝... 第七十三、世宗皇帝... 第七十四、世宗皇帝... 第七十五、世宗皇帝... 第七十六、世宗皇帝... 第七十七、世宗皇帝... 第七十八、世宗皇帝... 第七十九、世宗皇帝... 第八十、世宗皇帝... 第八十一、世宗皇帝... 第八十二、世宗皇帝... 第八十三、世宗皇帝... 第八十四、世宗皇帝... 第八十五、世宗皇帝... 第八十六、世宗皇帝... 第八十七、世宗皇帝... 第八十八、世宗皇帝... 第八十九、世宗皇帝... 第九十、世宗皇帝... 第九十一、世宗皇帝... 第九十二、世宗皇帝... 第九十三、世宗皇帝... 第九十四、世宗皇帝... 第九十五、世宗皇帝... 第九十六、世宗皇帝... 第九十七、世宗皇帝... 第九十八、世宗皇帝... 第九十九、世宗皇帝... 第一百、世宗皇帝...

第一、世宗皇帝... 第二、世宗皇帝... 第三、世宗皇帝... 第四、世宗皇帝... 第五、世宗皇帝... 第六、世宗皇帝... 第七、世宗皇帝... 第八、世宗皇帝... 第九、世宗皇帝... 第十、世宗皇帝... 第十一、世宗皇帝... 第十二、世宗皇帝... 第十三、世宗皇帝... 第十四、世宗皇帝... 第十五、世宗皇帝... 第十六、世宗皇帝... 第十七、世宗皇帝... 第十八、世宗皇帝... 第十九、世宗皇帝... 第二十、世宗皇帝... 第二十一、世宗皇帝... 第二十二、世宗皇帝... 第二十三、世宗皇帝... 第二十四、世宗皇帝... 第二十五、世宗皇帝... 第二十六、世宗皇帝... 第二十七、世宗皇帝... 第二十八、世宗皇帝... 第二十九、世宗皇帝... 第三十、世宗皇帝... 第三十一、世宗皇帝... 第三十二、世宗皇帝... 第三十三、世宗皇帝... 第三十四、世宗皇帝... 第三十五、世宗皇帝... 第三十六、世宗皇帝... 第三十七、世宗皇帝... 第三十八、世宗皇帝... 第三十九、世宗皇帝... 第四十、世宗皇帝... 第四十一、世宗皇帝... 第四十二、世宗皇帝... 第四十三、世宗皇帝... 第四十四、世宗皇帝... 第四十五、世宗皇帝... 第四十六、世宗皇帝... 第四十七、世宗皇帝... 第四十八、世宗皇帝... 第四十九、世宗皇帝... 第五十、世宗皇帝... 第五十一、世宗皇帝... 第五十二、世宗皇帝... 第五十三、世宗皇帝... 第五十四、世宗皇帝... 第五十五、世宗皇帝... 第五十六、世宗皇帝... 第五十七、世宗皇帝... 第五十八、世宗皇帝... 第五十九、世宗皇帝... 第六十、世宗皇帝... 第六十一、世宗皇帝... 第六十二、世宗皇帝... 第六十三、世宗皇帝... 第六十四、世宗皇帝... 第六十五、世宗皇帝... 第六十六、世宗皇帝... 第六十七、世宗皇帝... 第六十八、世宗皇帝... 第六十九、世宗皇帝... 第七十、世宗皇帝... 第七十一、世宗皇帝... 第七十二、世宗皇帝... 第七十三、世宗皇帝... 第七十四、世宗皇帝... 第七十五、世宗皇帝... 第七十六、世宗皇帝... 第七十七、世宗皇帝... 第七十八、世宗皇帝... 第七十九、世宗皇帝... 第八十、世宗皇帝... 第八十一、世宗皇帝... 第八十二、世宗皇帝... 第八十三、世宗皇帝... 第八十四、世宗皇帝... 第八十五、世宗皇帝... 第八十六、世宗皇帝... 第八十七、世宗皇帝... 第八十八、世宗皇帝... 第八十九、世宗皇帝... 第九十、世宗皇帝... 第九十一、世宗皇帝... 第九十二、世宗皇帝... 第九十三、世宗皇帝... 第九十四、世宗皇帝... 第九十五、世宗皇帝... 第九十六、世宗皇帝... 第九十七、世宗皇帝... 第九十八、世宗皇帝... 第九十九、世宗皇帝... 第一百、世宗皇帝...

二曰篤敬三寶三寶者佛法僧也則四生之終歸萬國之極宗何世何人非貴是法人鮮尤惡能敬從之其不歸三寶何以直枉
三曰承詔必謹君則天之臣則地之天覆地載四時順行萬氣得通地欲覆天則致壤耳是以君言臣承上行下履故承詔必慎不謹自敗
四曰群卿百寮以禮爲本其治民之本要在乎禮上不禮而下非善下無禮以必有罪是以群臣有禮位次不亂百姓有禮國家自治
五曰絕糞案欲明辨誣其百姓之誣一日千事一日尙爾況乎累歲須治誣者得利爲常見賄聽讒使有財之誣如石投水之者之誣似水投石是以貧民則不知所由臣道亦於焉闕
六曰懲惡勸善古之良典是以無臣人善見惡必匡其誦諺者則爲復國家之利器爲絕人民之鋒劍亦侯縉者對上則好說下過達下則諱諱上失其如此人皆無忠於君無仁於民是大亂之本也
七曰人各有在掌宜不濫其賢者在官頌音則起賢者有官禍亂則繁世少生知短念作舉事無大少得人必治時無急緩適賢自寬因之國家永久社稷勿危故古聖王爲官以求人爲人不求官
八曰群卿百寮早朝晏退公事所廢終日難盡是以遲朝不逮于急早退必事不盡
九曰信是義本每事有信其善惡成敗要在乎信群臣共信何事不成群臣無信萬事悉敗
十曰絕忿察暗不怒人違人皆有心心各有執彼是則我非我是則彼非我必非聖彼必非愚共是凡夫耳是非之理誰能可定相共賢愚如環無端是以彼人雖險還恐我失我獨難得從衆同舉
十一曰明察功過賞罰必當日者賞不在功罰不在罪執事群卿宜明賞罰

十二曰國司國憲勿傲百姓國非二君民無兩主事土兆民以王爲主所在官司皆是王臣何敢與公賦傲百姓
十三曰諸任官者同知職掌或病或使有關於事然得知之日和如曾諱其以非與聞勿防公務
十四曰群臣百寮無有嫉妬我既嫉人人亦嫉我嫉妬之患不知其極所以智勝於己則不悅才優於己則嫉妬是以五百之乃分選賢千載以難得一聖其不得賢聖何以治國
十五曰昔私向公是臣之道矣凡人有私必有恨有恨必非同非同則以私妨公愾起則違制書法故初章云上下和諧其亦是情也
十六曰使民以時古之良典故冬月有間以可使民從春至秋農桑之節不可使民其不農何食不桑何服
十七曰夫事不可獨斷必與衆宜論少事是輕不可必衆唯建論大事者疑有失故與衆相辨則得理
入道大納言家 奉施人 十七條憲法
右文者依爲本願聖靈御作有新念事開提所施入如件
弘安八年三月日

第十三、第十六、紙本墨書慈恩大師讚 頁十
大唐大慈恩寺是唐の太宗貞觀廿二年太子が其母文德皇后の爲めに崩建し、玄奘三藏を上座と爲せる所の伽藍なり。而して諸蹟三藏聖教序記碑を以て著名なる寺内の五級の雁塔も永徽三年に高宗の建立せし所のものなりとす。慈恩大師は法諱を窺基といふ。唐の初蓮玄奘三藏遠く流沙を涉りて天竺に赴き、戒賢論師に謁して、瑜珈師地唯

「大唐大慈恩寺大師畫讃」といひ、文中に「永淳二年十一月仲旬三日爲慈
 辰先師墓側行禮」とあるを見れば高宗の御製にかゝる畫像讃なるもの
 と其年代に於て同一なれば恐くは其物なるべきも、墓の墳は玄宗
 の開成四年に西安府に改葬せられ碑も亦新に建てられたるを以て畫
 讃碑の存在其だ疑はしければ今之を證するに由なきなり。又初めに
 抄出したる頌曰の四行には結尾に已上此四行は碑文なりと注記して
 作者の名を挙げず、而して次の大師畫讃に江滿昌文とあれば若し此
 抄本の一文を御製と見んには頌曰の四行を指すべきものならん。普
 通の碑銘に在りては頌曰文の後に従ふべきものなるに、獨り此文の
 みかく其體を別せし所以はその御製なるを以て特例を作りしと見
 るを得べし。

讀宗を受け、歸朝の後盛んに此宗を弘めたりし時に當りて窺基は契
 が上尼を以て智名四海に振ひ、盡く法相大乘の妙諦を領して源流を
 扶廓せり。後世尊び目けて三乘法相顯理宗といひ、また之を慈恩教
 と名け、舉世彼に歸仰して慈恩大師と稱せり。之を唐朝に於ける法
 相の第二祖となす。而して大師は高宗の永淳二年世壽五十有一にし
 て示寂す。高宗深く之を悼み、勅して契三藏の墳塋に近く、覺川北
 渠に葬り、親しく畫像の讃を製すといふ。
 本集收むる所の抄本は題して「大唐大慈恩寺大師碑文畫讃頌曰」、また
 『大唐大慈恩寺大師畫讃』といひ、文中に「永淳二年十一月仲旬三日爲慈
 辰先師墓側行禮」とあるを見れば高宗の御製にかゝる畫像讃なるもの
 と其年代に於て同一なれば恐くは其物なるべきも、墓の墳は玄宗
 の開成四年に西安府に改葬せられ碑も亦新に建てられたるを以て畫
 讃碑の存在其だ疑はしければ今之を證するに由なきなり。又初めに
 抄出したる頌曰の四行には結尾に已上此四行は碑文なりと注記して
 作者の名を挙げず、而して次の大師畫讃に江滿昌文とあれば若し此
 抄本の一文を御製と見んには頌曰の四行を指すべきものならん。普
 通の碑銘に在りては頌曰文の後に従ふべきものなるに、獨り此文の
 みかく其體を別せし所以はその御製なるを以て特例を作りしと見
 るを得べし。

有名なる願真が法祖を崇敬するの餘り、日々之を愛護せしものなる
 べきは察するに難しとせず。文は法相大乘の祖師の畫讃なり、窺基
 は願真得業の手譯本なり、三輪法相の大道場たる法隆寺にありては
 物以上に之を貴重するの價值ありと謂ふべきなり。

第十九、西圓堂 石燈籠
 西圓堂正面石階の右側に立てる石燈籠なり。元祿の銘あり。收て年
 代の古きを誇るに足らずと雖も、其製作極めて丁寧にして清潔たる
 美觀を具へ、徳川時代の燈籠としては希觀の珍品たり。様式も亦寫
 し物に非らずして、一かどの意匠を示めせり。

第十七、第十八 綱封藏 三鼓

舞樂を奏するには庭上に舞臺を裝置し、その左右に大太鼓、大鉦鼓
 を具へ、其側に繙織を施したる屋舎を構へ、三管及び羯鼓、三の鼓
 の諸手これに居り、而して左の屋舎を唐部として羯鼓を置き、右の
 屋舎を和部として三の鼓を置くを右例と爲せるが如し。又和名抄大
 鼓の註に細腰鼓有一二三之名皆以應節次第取名也とあり。本集收む
 る所のものは即ち三鼓の一にして、寺傳に源賴朝寄附の樂器中の一
 なりと稱す。胴は櫻の材にて作り、中括れて内容し。繙織を以て胴
 の兩端の革をかゝり繙む。胴は朱色の地に暈網彩の唐花文様を施し、
 中央及び兩端に近き處にある俗に帯と稱する筋に金箔を押し、更に
 其兩端には胡粉を以て銀形を列べ作り、又革面の眼を通ずる孔には
 鍍金の鳩目を若し、其座に染革を用ひたるなどは舞樂の具に相應は
 しき美裝を備へたるものと謂ふべし。

第十九、西圓堂 石燈籠

西圓堂正面石階の右側に立てる石燈籠なり。元祿の銘あり。收て年
 代の古きを誇るに足らずと雖も、其製作極めて丁寧にして清潔たる
 美觀を具へ、徳川時代の燈籠としては希觀の珍品たり。様式も亦寫
 し物に非らずして、一かどの意匠を示めせり。



(C-11) 像立觀音侍候來如隨迦阿制金 堂金

右側の欄には、この像の歴史や特徴に関する詳細な説明文が記載されている。文字は縦書きで、読みやすさを重視して配置されている。

左側の欄には、この像の制作年代や背景に関する説明文が記載されている。また、下部には「第三二集」という文字が確認できる。



法華二集

(二) 像立菩薩侍候來如陸洲河銀金 空金



三三三

三三三 像立佛菩薩來如隨彌阿彌金 全全

欠



金剛藏菩薩像

(三三) 像立佛菩薩世觀銅金 藏封銅

欠



天竺人天色看影木属附盖天 堂全

(一) 天竺人天色看影木属附盖天 堂全



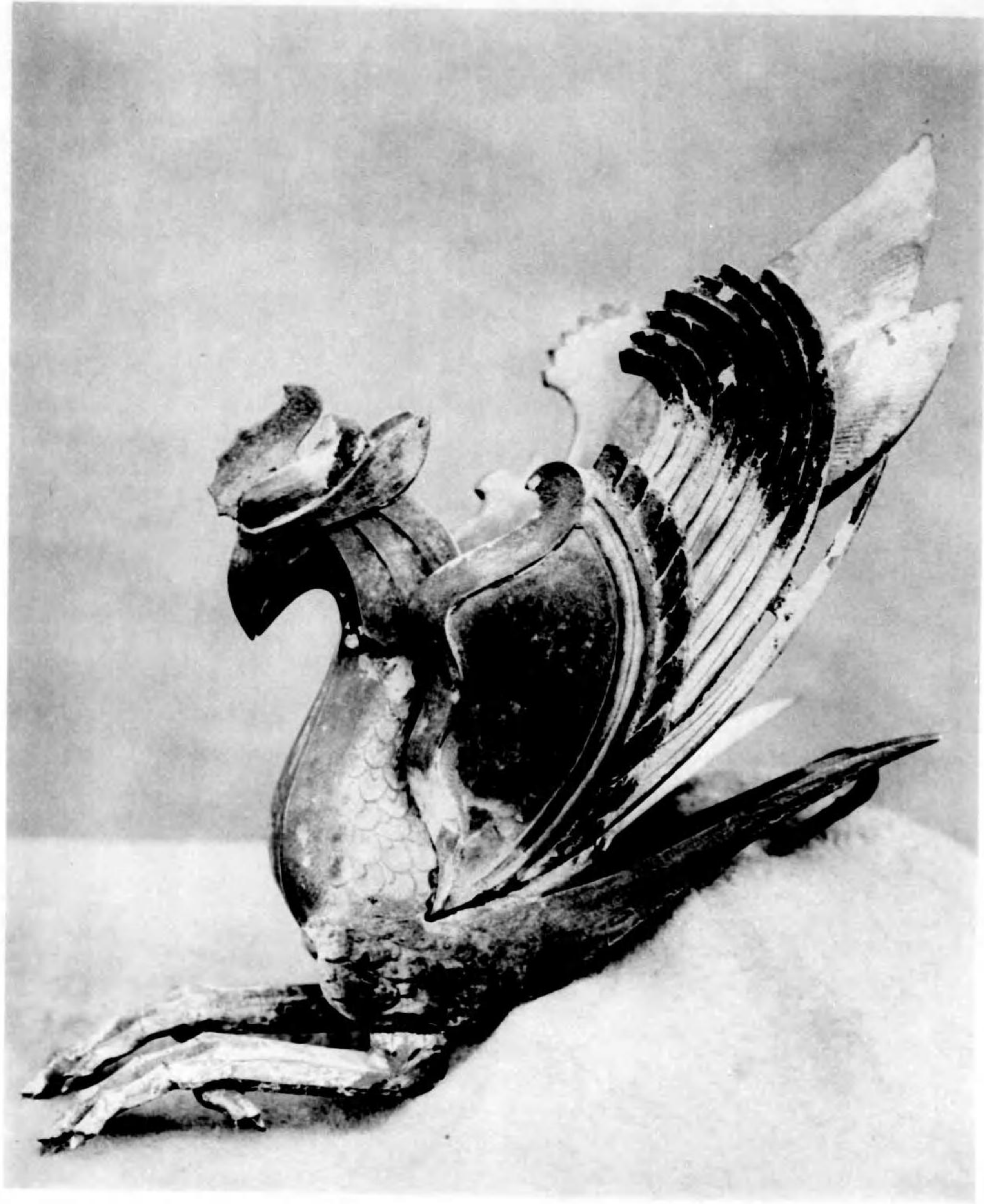
天竺佛像

二時 天竺人天色着彫木扁附五天 堂金



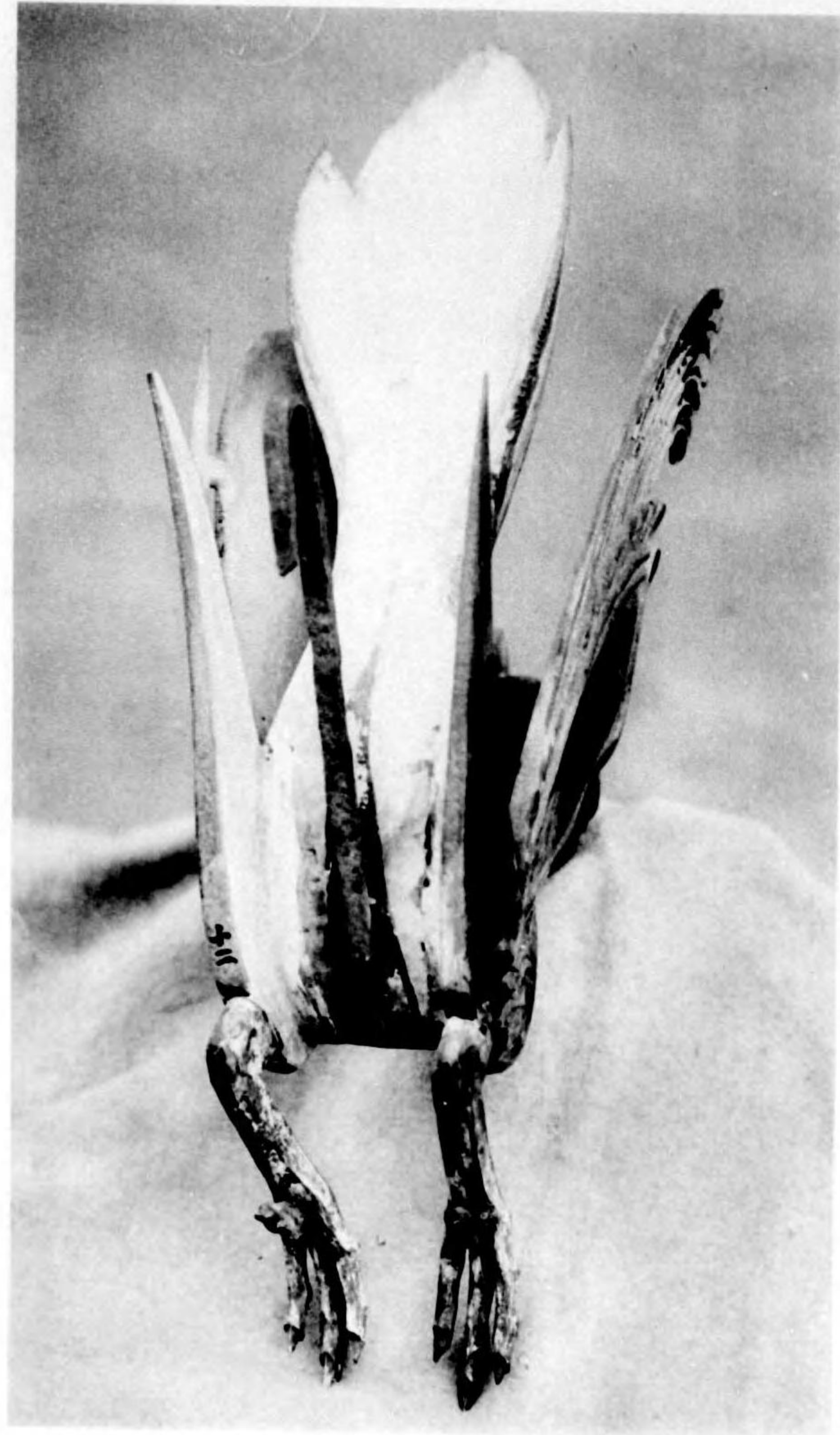
一、天及鳳凰色石影木坊附五天 堂全

故宫博物院藏



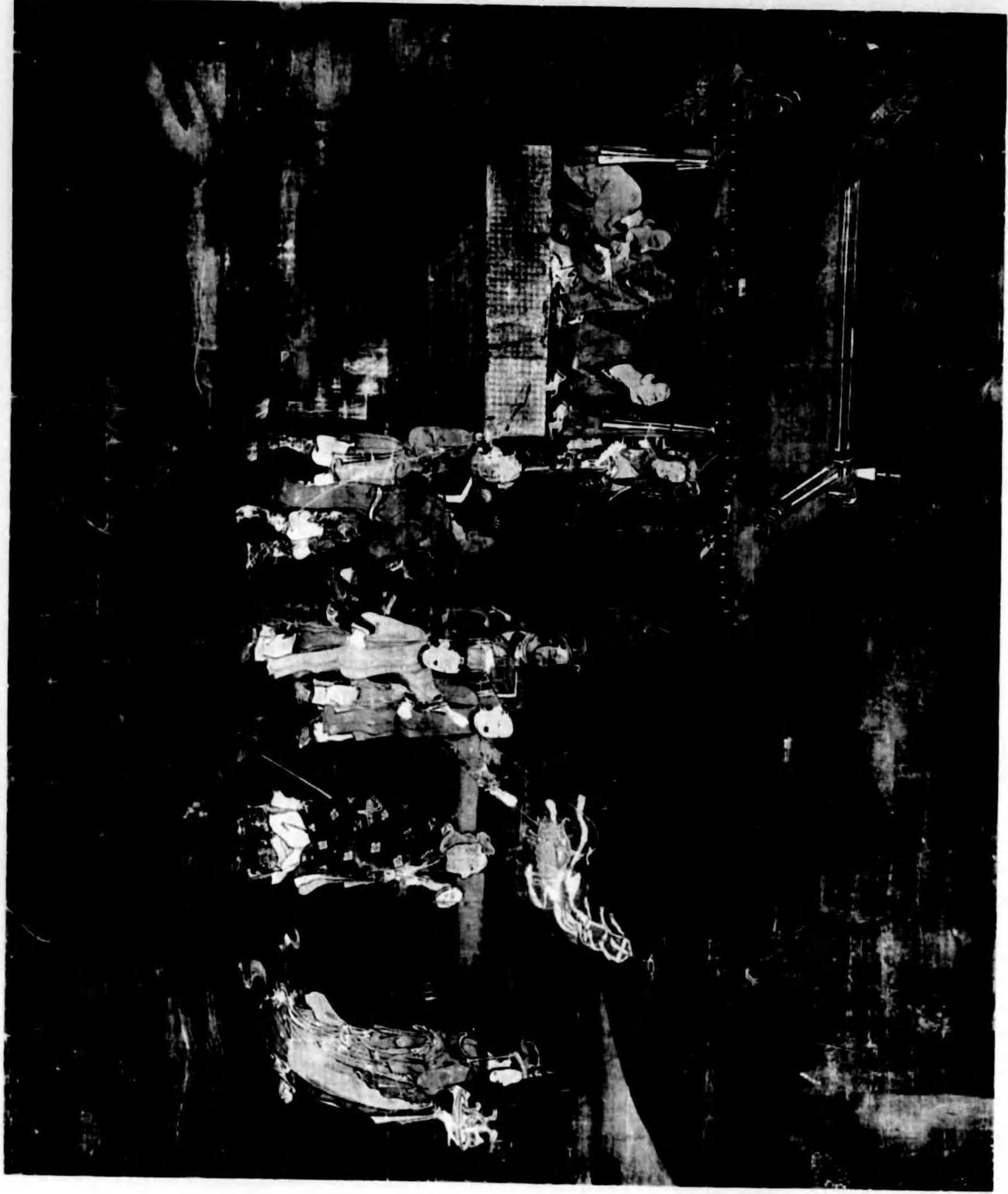
天冠附木彫色鳳

二五 鳳凰色彫木冠附天 空全



京都府立植物園

（其）双風色着影木屬附五夫 幸全



京都府立総合資料館蔵

有行金事明華商稅八件
 光緒二十三年三月一日
 奉 諭 旨 著 照 所 請 欽 此
 光緒二十三年三月一日
 奉 諭 旨 著 照 所 請 欽 此

有行金事明華商稅八件
 光緒二十三年三月一日
 奉 諭 旨 著 照 所 請 欽 此
 光緒二十三年三月一日
 奉 諭 旨 著 照 所 請 欽 此

本報刊載七十年八月十日 禮拜四

大清光緒二十三年三月一日
 奉 諭 旨 著 照 所 請 欽 此

大唐大慈恩寺大師碑文書清頌曰

巨哉惟仁 迴然右群 疏造百奉 才過万人

妙閑法相 理契天親 口魏四辯 詞發大雲

昂藏 法中之王 面舒清淨 雙眸電光

新衛嚴日 苦海津梁 所申讚歎 孰能宣揚

大唐大慈恩寺大師畫讚



特進行願下侍身兼鎮西自來都督江滿昌是

慈恩大師尉遲氏 講大乘甚長女人

族貴五陵先三輔 鄂公教德是其親

Vertical text on the right side of the page, possibly a collector's or publisher's mark.

智勇冠在越衛霍
 文皇宗師標大聖
 精羅藍位多心夢
 今更持神珠寶杵
 眼浮紫電夏天動
 小少之時早夜奉
 依心三藏字性相
 七十達者四賢望
 聖具軒比顏子
 三性之善善識義
 百部甄至五明祖

李唐之初大切屏
 生是碑文垂綵錦
 漢月八口母方娠
 託于胎中老地頻
 狀雲成蓋霞菓盾
 面駐素娥秋夜輪
 齋觀之間含慈惇
 三个徒裏絕等信
 就中大師深入神
 窮源善性同大鈞
 博涉學海到要孫
 著述以來誰得均



二 畫師大恩慈善本紙 藏封網

守之句之不宜量
 仙牙碧琴徒秘曲
 落敲一振疑開一破
 對龍寫眾能降伏
 每月必造慈代像
 每日必誦善薩戒
 一將高樓秋燈下
 大光普照觀自在
 不愚漢上化壽寶
 自書般若何冥至
 瑞光赫之慶雲起
 莊博後原製高香

卧有澄後永日脩
 平和注玉得雪中
 他宗修月自委塵
 果呼子極頻伸
 一生偏慕兜牟身
 雅杖木又制彼旬
 有人窺見偷遠巡
 金手漆輪頤其真
 開甘露門利地民
 清涼山曉五臺春
 文殊心現示宿母
 法花蹟首傳達賓



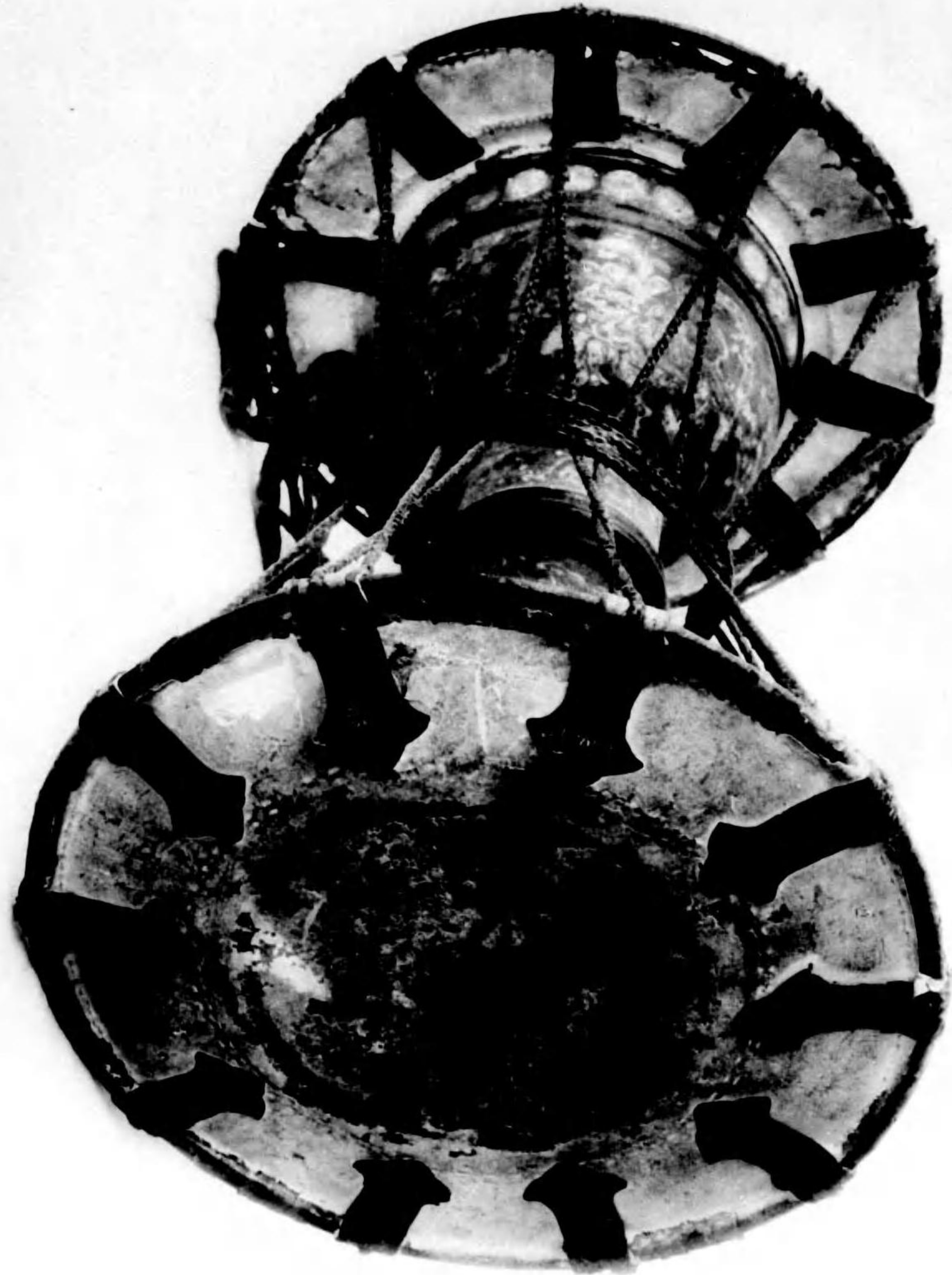
富寶塔品人有夢
 二十八字一祝句
 傳喜大師以此偈
 不煩暗派作車頭
 咫尺龍顏奉鳳詔
 天不為善化厥意
 宋淳二年十一月
 先師墓側行拊礼
 本願不聞奉祿勅
 名垂千古涉五竺

諸佛澄明造聖障
 文章般若括存麟
 千佛咸慶讚大仁
 齒牙煖炳光耀新
 七入金殿陪紫宸
 歲五十三俄已泯
 仲旬三日為忘辰
 同遊雲霧探神筠
 坐第四天步華茵
 玄蹤雅多畫難陳

天承二年四月十日



今形鼓三 鹿耳網



東京国立博物館蔵

三三三



圖三 三層鼓

國立中央研究院
歷史語言研究所



高麗石燈籠

高麗石燈籠

大正五年六月廿六日印刷
大正五年六月三十日發行

大和國法隆寺藏版
東京美術學校編輯

發行者 東京市下谷區上根岸町百廿二番地
白石村治

印刷者 東京市下谷區中根岸町六十八番地
武田勝之助

發行所 東京市下谷區中根岸町六十八番地
墨彩堂

終